

訴 状

情報公開非開示決定処分取消請求事件

東京地方裁判所御中

2019年12月11日

原告 三宅 勝久

東京都杉並区阿佐谷

被告 日野市

日野市神明1-12-1

上記代表者兼処分庁 日野市代表監査委員

訴訟物の価格 算定不能

貼用印紙代 1万4000円

予納郵券代 6000円

請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、処分庁が2019年9月12日付で行った行政情報非公開決定処分のうち、対象文書を明らかにしなかった部分を取り消す。
- 2 被告は原告に対し、金5万円ならびに2019年9月12日の翌日より起算して支払い済みまで民法所定の利息を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の理由

第1 事実経過

原告は2019年8月29日、処分行政庁に対して、日野市情報公開条例（以下「条例」ということもある）に基づき、「日野市立病院相談役に関する住民監査請求（日野29号）について、監査委員が保有するいっさいの文書」との請求内容で公文書開示請求を行った。

これに対して処分行政庁は、請求対象文書のうち要件審査表のみを特定し、部分開示処分を行った。その余の文書については、どのような文書を特定したのか明らかにしない上で、すべて非開示処分とした（以下「本件非開示処分」という）。

2019年9月12日、被告は原告に上記処分結果が記載された通知書を直接交付した。

当該通知書には、本件非開示処分の理由が以下のとおり記載されている。

「条例7条6号9の非公開情報に該当し、公開することにより、審査に係る事務に関し、必要な情報の収集が困難になるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくはその発見を困難にするおそれがあり、将来の監査事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」

通知書にはまた、原告の請求に対して具体的にどのような文書を特定し、それらを非開示処分としたのかについては、いっさい記載がなかった。通知を受理する際、監査委員事務局職員にたいして、非開示とした文書の具体的な文書名は何か、明らかにするよう口頭で求めた。しかし文書名が開示されることはなかった。

（甲1～2）

第2 違法性について

本件非開示処分のうち、非開示とした対象文書の文書名を明らかにしなかった部分は、以下の理由により違法である。

対象文書を明らかにしないまま非開示とした本件処分は、実質的には条例10条を適用したというべきである。すなわち同条には「当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」に、行政情報の存否自体の応答を拒否することができる旨定めている。

【日野市情報公開条例】

第10条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

しかしながら、原告が処分行政庁に対して開示請求をしたのは、高い公益性を持つ手続きである住民監査請求に関する文書であり、存否の回答によって即座に非開示情報を開示することにならないのは明らかである。よって本件非開示処分のうち対象文書を明らかにしなかった部分は、条例第10条の誤った適用であり、違法である。

第三 原告のこうむった損害

被告処分庁による違法な非開示処分により、原告は情報公開請求の対象文書の存否ならびに文書名を知ることができなかった。条例によって保障された知る権利を著しく侵害され、これを回復するために本訴訟を提起することを余儀なくされた。多大な労力と時間を浪費し、また経費の支出を強いられた。被告職員の違法行為によって原告がこうむった損害は5万円をくだらない。国家賠償請求法1条1項に基づき、被告は原告の被った損害を賠償する義務を負う。

証拠方法

- 甲 1 「行政情報部分開示決定通知書」(日監第 7 9 号)
- 甲 2 「行政情報非開示決定通知書」(日監第 7 9 号)
- 甲 3 日野市情報公開条例

以上